

介護保険制度

1

今月号から、町内にお住まいの高齢者のみなさんが、住みなれたこの地域で、末永く自立した生活を送れるよう介護保険制度について、シリーズ（2ヵ月に一度）でお知らせします。



☆介護保険広報マンの「カイゴくん」です。これから、ぼくが介護保険制度についてみなさんにご説明します。

さて、みなさんは人口高齢化をどの程度ご存知ですか。

人口の高齢化は、国全体で急速に進んでいます。その勢いは、従来の予測を大きく上回り、平成27年には最も人口の多い団塊の世代すべてが高齢期に入ります。これは、私たちがかつて経験したことのない「超高齢社会」が確実に到来することを示しています。そして、その備えとして介護保険制度が創設されました。

家族だけで高齢者を介護するには限界があります。そこで、社会全体で支える社会保険として介護保険ができました。

●**介護保険は誰が入るので
すか？**

介護保険は40歳以上の国民全てが加入することになっています。それは、40歳を超えると老化にともなう病気によって、介護が必要なものも出てくるからです。そこで、40歳以上の国民で保険料を出し合い、介護が必要になった方やその家族が無理のない介護生活ができるよう、さまざまなサービスを提供する制度となりました。

●**介護保険への加入はどの
ようにすればいいのです
か？**

国民の誰もが年齢40歳を迎えた時点で、介護保険の加入者（被保険者）となります。（以下「被保険者」と言います。）

●**なぜ介護保険が必要？
それでは、介護保険制
度の仕組みについて説明
しましょう。**

国民の約2人に1人は、老後に寝たきりや認知症などで介護が必要になっていきます。高齢化が進むなかで、介護は誰もが避けて通ることのできない問題です。しかし、

【**第一号被保険者**】

65歳以上の方を第一号被保険者と言います。第一号被保険者資格は、65歳到達により、住民基本台帳法によって自動的に取得することとなり、被保険者本人からの届出の必要はありません。65歳を迎えた方は、その月末までに町から「被保険者証」が交付されます。被保険者証は介護保険の申請に必要となりますので大切に保管してください。

【**第二号被保険者**】

40歳以上64歳の方を第二号被保険者と言います。特定疾病※により介護が必要であると認定された方が、介護サービスを受けることができます。しかし、特定疾病以外、例えば交通事故などが原因で介護が必要になった場合は、介護保険の対象にはなりません。

※特定疾病Ⅱ初老期認知症、脳血管疾患などで介護制度の中で疾病が定められています。

※よくこのような質問を耳にします。

Q 介護サービスを利用するつもりがないので、介護保険に加入しなくてもいいですか？

A 介護保険は、介護の負担を社会全体で連帯して支えあう社会保険制度です。サービスを利用するしないにかかわらず、原則として40歳以上のすべての方が加入しなくてはなりません。また、町内に住む外国籍の方も短期滞在の方などを除き、介護保険の加入者となります。

平成27年には、日本国民の4人に1人以上が高齢者となり、少子高齢化は更に進むといわれています。介護保険制度は、国民生活を支える大切な社会保険制度です。町民一人ひとりが正しい知識をもって、介護保険制度を支えていくことが大切です。

※今回は、介護保険料を中心にお知らせします。

◆**問い合わせ**

福祉課介護班 ☎1257